

## 障害福祉サービス事業の基準等に関する質問について

### 1 事業所からの主な質問事項

問1 施設外就労加算が廃止されたが、施設外就労実績報告書は引き続き提出が必要でしょうか。

答1 加算は廃止されましたが、施設外就労実績報告書は従来通り毎月の報酬請求に合わせて提出をしてください。

(参考)

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障発第0402001号）」

問2 障害福祉サービス等の訓練・作業室や多目的室について、必要面積の基準はあるのでしょうか。

答2 大府市で障害福祉サービス事業（日中系サービス）について指定を受けるには「定員1人当たり2㎡」訓練・作業室及び多目的室をそれぞれ求めています。たとえば定員20人の事業所の場合、訓練・作業室と多目的室で40㎡づつ（合計80㎡）必要となります。なお、相談室や事務室については面積の基準はありませんが、相談室は4人程度入れる広さ、事務室は業務に支障のない広さの確保が必要です。

問3 居宅介護計画書等の押印について、押印は無くてもよいか。また、自身で署名等が困難な利用者の場合、ヘルパー等による代筆や予め本人の氏名を印字したうえで押印のみ行ってもらうことは問題ないか。

答3 居宅介護契約書等の各種書類手続きに係る本人による同意について、本人による署名が必要となりますが、押印については省略が可能となります。また、本人の障がい状況等により自著による同意が困難な場合については、本人氏名を予め印字し押印のみいただくことや、家族やヘルパー等による代筆（本人氏名、代筆者氏名、続柄を記入）を行うなど、柔軟な対応をお願いいたします。ただし、契約書等の本人の生命及び財産等に影響を及ぼす恐れのある書類については、原則、本人や家族等に署名や押印を求めていただくようお願いいたします。

(参考)

押印についてのQ&A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）

## 2 事業所からの質問手段について

- 障害福祉サービス事業に関する基準等について、疑義等がある場合には、適宜お問い合わせください。
- 大府市ウェブサイトで、質問をする場合の質問票及び質問・回答の一覧を掲載しています。  
(トップページ>事業者向け>障がい福祉>各種通知>障害福祉サービス事業に関するQ&Aについて)
- 上記から質問票をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、大府市高齢障がい支援課へ電子メールにて提出してください。  
(提出先メールアドレス：shitei-kansa@city.obu.lg.jp)
- 通常、ご質問から回答までの期間が2週間程度かかりますので、お早めにご提出ください。

(市ウェブサイトの該当ページ)

大府市 Obu City

いつまでも 住み続けたい  
サスティナブル健康都市おおぶ

サイトマップ Foreign language 文字サイズ・配色の変更 ルビふり ルビなし

Google 検索 検索 ?

くらし 健康・福祉 医療 子育て・教育 文化・学び スポーツ 事業者向け 市政情報

現在の位置： トップページ > 事業者向け > 障がい者福祉 > 各種通知 > 障害福祉サービス事業に関するQ&Aについて

よくある質問

O・B・U STYLE おおぶスタイル

事業者向け

障がい者福祉

各種通知

- 障害福祉サービス事業に関するQ&Aについて
- 障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱いについて
- 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時における報告について
- 喀痰吸引等研修費助成制度

### 障害福祉サービス事業に関するQ&Aについて

ページ番号1020230 更新日 2022年1月25日

印刷 大きな文字で印刷

#### はじめに

障害福祉サービス事業に関する基準等について、事業者から寄せられた質問に対して、大府市の解釈や回答を掲載しています。

また、障害福祉サービスに関する質問（指定基準、人員・運営基準、報酬算定について等）がある場合には、以下の質問票様式に記載のうえ、メールにて提出してください。

#### 質問及び回答一覧

障害福祉サービス関係Q&A (Excel 37.4KB)

#### 質問票

障害福祉サービスに関する質問票 (Word 16.1KB)

質問票送付先 大府市福祉部高齢障がい支援課障がい福祉係 [shitei-kansa@city.obu.lg.jp](mailto:shitei-kansa@city.obu.lg.jp)

このページに関するお問い合わせ

福祉部 高齢障がい支援課